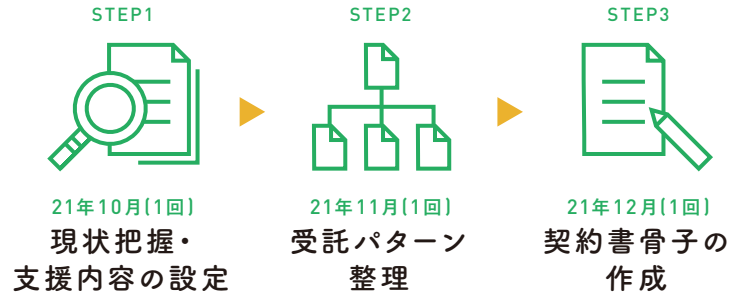


支援計画概要



ビジネスモデルに適した契約を整備し、事業をさらに発展させていく

STEP 1

現状把握・支援内容の設定

知財への理解を深め、受託パターンに合わせた
契約書の作成を目指す

現状の課題

- ①適切な契約書を作成出来ないケースがある。
- ②業務の受託・知財帰属・契約の整理が必要。

受注にあたって、新しい方式を類型化した契約雛形を作りたい、という要望があった。一般的な試作会社は量産の受託を期待し、試作を営業活動と捉えているのに対し、クロスエフェクトは量産を受託しない方針。

支援内容

受託パターン整理



- ・知的財産権の帰属に関する整理
- ・契約パターンの整理



契約書骨子の作成

STEP 2-1

受託パターン整理

ビジネスモデルを明確にするために受託パターンを整理

試作の受託

委託側から支給された設計図通り試作品を製造。
設計変更を提案する場合もある。

設計と試作の受託

委託側からコンセプト・イメージを伺い
設計を行い、その試作品を製造する。

知的財産権の帰属に関する整理

設計(開発)を
受託していない場合

知的財産権は
委託側に帰属

ただし、クロスエフェクトが設計変更を提案した
場合はクロスエフェクトに知的財産権が帰属する。

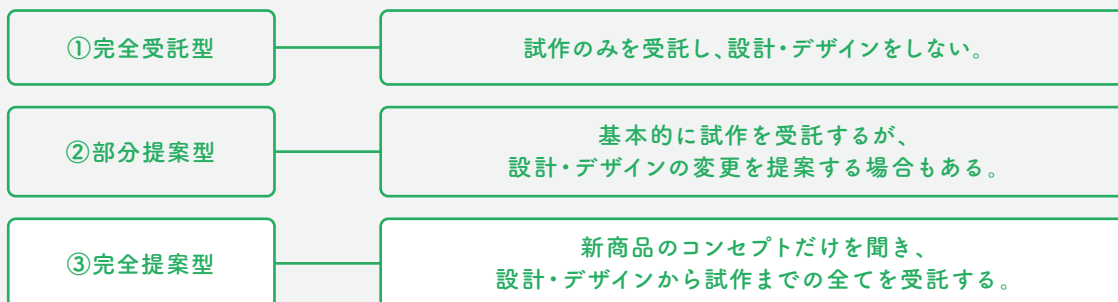
設計(開発)を
受託している場合

知的財産権は
受託側に帰属

クロスエフェクトに
知的財産権は原始的に帰属する。

受託パターンごとに契約パターンを整理

3つの受託パターンがあるが、知的財産権の観点で見れば、
③完全提案型を基本形とすればよいことがわかった。



重要な取り決め事項

- ・知財の帰属先（委託者のみ、受託者のみ、両者共有）
- ・知財の譲渡対価
- ・非侵害保証（第三者の知的財産権の非侵害を保証）

設計と試作のみを受託し、量産を受託しないのであれば、非侵害保証は基本的に不要。非侵害保証を付けたとしても、クリアランス調査の範囲、損害賠償額の上限など、一定の制限を付けるべき。

契約書骨子の作成

受託パターンごとに契約書の雛形を
自ら提示できるように契約書骨子を作成。

知財に関連する条項を整理した上で、契約書の骨子を作成。これをベースに顧問弁護士等に契約書の雛形を作成してもらう。

知財を活用した仕組み作りの
「型」が出来た。

株式会社クロスエフェクト
代表取締役

竹田 正俊氏

前から知財をもっと活用していきたくはあったのですが、なかなか行動に移せていませんでした。その結果、知的財産権を無償で委託者に帰属してしまっていたということも判明し、弁理士さんからのアドバイスを聞いてもっと知財を活かしていこうと思いました。現在、作成したデザイン委託契約書を早速一部導入しており、知財を活用した仕組み作りの「型」が出来たと思っています。また、今回の支援を受けた事をきっかけに、PL法や責任問題に関して社内全体での話し合いの場を設けました。これによりデザイナーを始め社内に

知財知識への関心も高まってきているように感じます。価格設定の場面では、材料費などの話になりがちですが、デザインはそうではないですね。弊社ではデザイン事業展開を構想中で、ちょうど良いタイミングで支援を受けられました。今後は知財を活用することで会社のブランド力の強化につなげていきたいと考えています。弊社のみではなく同じように開発などを行なう中小企業の業界に、知財を扱っているという認識や知識が深まって行くといいと思っています。



担当弁理士
上羽 秀敏

設計と試作のみを受託し、量産を受託しないという特有の業務に注目し、知的財産権の取扱いを整理し、明確にしました。契約書の雛形を持っておけば、取引の開始前に両社がその内容を文章で確認しながら、その詳細を詰めることができます。